ウ　弁済方法
①　基本弁済
前記イによる免除後の残額について、本更生計画認可決定確定日から１か月以内で管財人が指定する日に、一括弁済する。
②　追加弁済
前記①の基本弁済の後、換価未了の残余財産の処分等による換価が終了したことその他の理由により余剰金が発生し、当該余剰金から共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用を控除し、なお残額が存する場合、当該残額を弁済原資とし、元本等から10万円を控除した金額の割合に応じて各一般更生債権者に按分して弁済する。
なお、追加弁済は、2025年12月頃までを目処に実施する予定であり、追加弁済を行うことができない場合には、各一般更生債権者に対して通知を行う。

第２　条件付一般更生債権
１　条件付一般更生債権
条件付一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表12「条件付一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。
債権者数：１名
総債権額：3,004,416円
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　権利の変更
別表12「条件付一般更生債権弁済計画表」記載の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した日又は本更生計画認可決定日のいずれか遅い日に、前記第１の２⑵アを適用して権利の変更を受ける。なお、本更生計画認可決定日から１か月以内に同別表記載の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就しない場合、かかる停止条件が成就しなかった更生債権は消滅する。
⑵　元本等の免除
元本等については、別表12「条件付一般更生債権弁済計画表」記載の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した場合、当該停止条件が成就した日又は本更生計画認可決定日のいずれか遅い日に、同別表記載の「免除額」欄記載の金額について免除を受ける。ただし、後記⑶の追加弁済を行う場合には、当初の免除については、追加弁済の範囲内において遡及的にその効力を失う。
⑶　弁済方法等
別表12「条件付一般更生債権弁済計画表」記載の「条件の内容」欄記載の停止条件が成就した場合、前記⑵による免除後の残額について、当該停止条件が成就した日又は本更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から1か月以内で管財人が指定する日に基本弁済として一括弁済する。なお、追加弁済については、前記第１の２⑵ウを適用する。

第３　約定劣後更生債権
１　約定劣後更生債権
約定劣後更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、詳細は別表13「約定劣後更生債権一覧表」記載のとおりである。
債権者数：１名
総債権額：50,070,410円及び額未定
２　権利の変更
前記１の約定劣後更生債権は、本更生計画認可決定日に、その全額の免除を受ける。

第４　本スポンサー及びＹＣ．ＬＯＧの一般更生債権の劣後化
１　本スポンサー及びＹＣ．ＬＯＧの一般更生債権
本スポンサーは、債権額155,041,150円の一般更生債権を、ＹＣ．ＬＯＧは、債権額14,024,208円の一般更生債権を有しており、詳細は、別表14「一般更生債権弁済計画表（本スポンサー及びＹＣ．ＬＯＧ）」記載のとおりである。
２　権利の変更
前記１の本スポンサー及びＹＣ．ＬＯＧの有する一般更生債権は、本更生計画認可決定日に、その全額の免除を受ける。

第４節　権利の変更及び弁済等に関するその他の事項
第１　弁済・納付の場所
１　弁済・納付の場所
本更生計画による弁済は、弁済時における当該弁済に係る債務者である更生会社の本店所在地において行う。
ただし、債権者が金融機関の口座への振込を求めた場合には、その指定に従い、振込費用は弁済を行う更生会社の負担とする。また、公租公課の納付は、徴収権者の指定する方法及び場所において行う。
更生会社が源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を弁済する。
２　金融機関休業日の取扱い
弁済日が、金融機関の休業日である場合には、翌金融機関営業日に弁済する。

第２　取下げ又は放棄がなされた債権の取扱い
本更生計画認可決定日までの間に更生担保権又は更生債権の一部の取下げ又は放棄がなされたとき、更生債権等の権利の変更及び弁済については、取下げ又は放棄がなされた更生債権等の残額を基準として行う。

第３　債権譲渡等の取扱い
１　更生手続開始決定日以降、本更生計画認可決定日までに更生債権等の譲渡又は移転がなされた場合
更生債権等の権利の変更及び弁済については、当該更生債権等の譲渡又は移転（本第３において、以下「譲渡等」という。）がなされる前の債権額を基準として行う。ただし、更生債権等の一部の譲渡等がなされたときにおける更生債権等の弁済については、当該更生債権等の譲渡等がなされる前の債権額を基準としてなされた権利変更後の更生債権等に係る弁済を、当該更生債権等の譲渡等がなされる前の債権者と後の債権者の有する債権額に按分して行うものとし、端数処理は後記第４に従うものとする。
２　本更生計画認可決定日後に更生債権等の譲渡等がなされた場合
更生債権等の弁済については、譲渡等の対象である権利変更後の更生債権等の内容に応じて行う。

第４　端数処理
本更生計画に基づく弁済額の１円未満の端数は、これを切り上げる。

第５　充当順序
更生債権者等が本更生計画による弁済を受ける更生債権等に、元本に加え、利息又は損害金（約定損害金を含む。以下本第５において同じ。）が含まれる場合には、当該更生債権等に対する弁済の充当は、別に定めのない限り、元本、利息、損害金の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生時期の古いものから順次充当する。

第６　反対債権がある場合の処理
管財人は、更生債権者等に対し本更生計画に基づき更生債権等を弁済するにあたり、更生債権者等に対して弁済期の到来した債権を有する場合、当該債権を自働債権とし、本更生計画に基づく権利変更後の更生債権等を受働債権として、対当額にて相殺の上、残額を弁済することができる。

第７　損害金等
本更生計画の定めによる弁済には利息、損害金等を付さない。

第８　更生債権者等を確知できない場合
管財人は、本更生計画に基づく弁済をすべき更生債権者等を確知できない場合、当該更生債権者等を確知できたときに弁済するか、又は、弁済供託を行うことで免責されるものとする。この場合、管財人は、当該更生債権者を確知するまでの間の利息、損害金等の支払いを要しない。

第４章　未確定更生債権等に対する措置
本更生計画案提出日において、会社更生法第151条第１項本文に規定する異議等のある更生債権等で、その確定手続が終了していないものはない。